

# 米良美一のふるさと、神話の町西都市を訪ねて

～ 米良美一出演・宮崎県西都市市民会館30周年記念ガラ・コンサート・ツアー ～

- 旅行日程：平成30年3月31日(土)～4月1日(日) 1泊2日
- 旅行代金：お一人様 38,000円(交通費、1泊3食、チケット代含む) 添乗員同行
- 募集人員：20名(定員になり次第締め切りさせていただきます) ■ 最少催行人員：10名
- 申込方法：裏面申込書にご記入の上、**平成30年3月5日(月)までに**東武トップツアーズ(株)宮崎支店へFAXにてお申込みください。
- 支払方法：旅行代金は**3月9日(金)までに**指定の銀行口座に費用のお振込みをお願い致します。振込手数料は申込者負担となりますので、予め御了承下さい。
- 部屋タイプ：洋室・シングル利用のみ
- 貸切バス：宮崎交通

さいとふるさと特命大使”の米良美一プロデュース・ツアー。  
米良美一がイチオシの名所や今回のツアーのために特別入場が許可されたスポットを巡ります。



日次	月日・曜日	行 程	
1 日目	3/31 (土)	宮崎空港 9:15	宮崎の聖なる島 <b>青島観光</b> 9:45～11:20 米良美一推薦 <b>中国料理 藍海</b> 12:00～13:30
		昼食から江田神社までは米良美一が同行し皆様と交流。 パワースポットで有名 <b>江田神社</b> 13:40～14:10 特別見学 <b>マンゴー農園</b> 15:00～16:15 県産品を使った料理が自慢 ホテル …… <b>杉乃井</b> 16:30 18:00～19:30	
2 日目	4/1 (日)	ホテル 8:20	ミツバチ一筋100周年 <b>西澤養蜂場</b> 9:00～9:30 四季を彩るロマンの町 <b>西都観光</b> (各自昼食) 10:20～13:40 記念ガラ・コンサートツアー <b>西都市市民会館</b> 14:00 開場 15:00 開演 宮崎空港 18:30
		西都市出身の演奏家、J I L L Eさんや黒木姉妹も出演致します。	

**ランチメニュー**

- ・ 本日のスープ
- ・ メイン料理2品
- ・ 白ご飯
- ・ ザーサイ
- ・ 杏仁豆腐

航空機 → JR ■■■■■ バス ■■■■■ 船 ~~~~~ 私鉄 ++++++ ロープウェイ 古古古古古 徒歩 .....

※上記行程、時間は運輸機関・道路事情などにより、変更になる場合がございます。※食事回数：朝1回 昼1回 夜1回

**旅行条件** 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社宮崎支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することとなります。旅行契約の内容、条件は、当ツアーチラシの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

#### 1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めた上で、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者の間で行います。
- (2) 当社の定める方法によりお申込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (3) お申込みの時点で旅行契約は成立していません。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。
- (5) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要なる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

お申込金：38,000円

#### 2、旅行代金のお支払い

当社指定の期日までににお支払いください。

#### 3、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

- (1) 貸切バス（の利用運送運賃・料金）(2) 宿泊料金（洋室シングル利用）及び税・サービス料金 (3) 食事料金及び観光料金（コンサート入場料金等）(4) 添乗員同行費用 (7) 消費税等諸税・サービス料金、等
- \* 上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しいたしません。

#### 4、旅行代金に含まれないもの

第3項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金 (2) グリーニング代、電話料、ホテルの従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用 (3) ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等 (4) 一人部屋追加代金 (5) オプションツアーの代金、等

#### 5、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。

#### 6、旅行契約の解除

- (1) お客様は、右記の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様と旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様の都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、右記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日曜旅行については3日目）にある日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日曜旅行については10日目）にある日以降8日目にある日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にある日以降2日目にある日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

#### 7、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行しない旅行においては必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

#### 8、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お一人様15万円を限度として賠償します。（当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、当社は責任を負いません。  
① 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止  
② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止  
③ 自由行動中の事故  
④ 食中毒  
⑤ 盗難  
⑥ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

#### 9、旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。  
① 旅行開始日又は旅行終了日  
② 入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地  
③ 運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更  
④ 運送機関の種類又は会社名  
⑤ 本邦内の上陸空港又は帰着空港の異なる便への変更  
⑥ 宿泊機関の種類又は名称  
⑦ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件  
⑧ 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項  
(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。  
① 次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供期間の予約超過による変更の場合を除きます。）  
ア、旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止  
カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にない運送サービスの提供  
キ、旅行参加者の生命又は個人の安全確保のために必要な措置  
② 契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができずした場合。  
(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

#### 10、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体又は荷物が被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

#### 11、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なることを認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

#### 12、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただきます。お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。
- (2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行業者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し、警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報を提供に協力する場合があります。
- (3) 当社は、旅行中に傷害等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷害等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

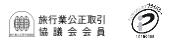
#### 13、お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、契約上の地位を別の方に譲渡することができますが、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

#### 14、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (2) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときは、当社はお客様をお断りする、あるいは旅行契約を解除することがあります。(3) 当社はお客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。
- (4) この旅行条件・旅行代金の基準日は30年2月6日現在です。

#### ●お申込み・お問合わせは



旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業第38号

**東武トップツアーズ株式会社**

宮崎支店

宮崎県宮崎市橋通東3-1-47

電話番号 0985-25-6111 FAX 番号 0985-29-3010

営業時間 平日：9:00～18:00 土・日・曜・祝日

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：竹内 幹也

(H29.6版) 密国 西18-007

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

「東武トップツアーズ(株)宮崎支店死」

**FAX:0985-29-3010**

※旅行手配のために必要な範囲航空内での運送・宿泊機関・保険会社等への個人情報提供について同意のうえ、本旅行に申し込みます。申込締切3月5日まで。

### 参加申込書

(フリガナ)

氏名

(男・女) (禁煙・喫煙) 年齢 才

(フリガナ)

氏名

(男・女) (禁煙・喫煙) 年齢 才

住所

電話番号